

令和 4 年度第 20 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出日：令和 5 年 1 月 24 日
 担当部・課：産業部商工課〔内線 3524〕

| | | | | | | | | | |
|---|----------------|----------------|------------|------------|----------------|------------|------------|----------------|-------------|
| ① 件 名 | | | | | | | | | |
| 石巻市 6 次産業化・地産地消推進助成金の見直しについて | | | | | | | | | |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） | | | | | | | | | |
| <p>【背景】 東日本大震災からの復興を後押しする観点から、農林水産物の地域資源の再生はもとより、高付加価値化を図るため、1 次・2 次・3 次産業を営む事業者がネットワークを形成して取り組む事業に対し、石巻市 6 次産業化・地産地消推進助成金を創設（平成 26 年度）し、本助成金制度のうち、「商品開発事業」及び「販路開拓事業」に対する補助率を 4 分の 3 以内としていた。</p> <p>【目的】 震災復興期間の終了や石巻市産業創造助成金（補助率：2 分の 1 以内）との整合性の観点から、本助成金制度について見直しを図ることとし、本市の「補助金の見直し指針（平成 20 年 5 月）」で示されている適正規模の補助率とするため、補助率の引き下げを行うもの。</p> | | | | | | | | | |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 | | | | | | | | | |
| <p>【根拠法令】 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号） 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 1 節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興 3 地域ブランドを育成する 石巻市産業振興計画 施策 1 賑わいと活気にあふれる商工業の振興 (3) 地域ブランドを育成する</p> | | | | | | | | | |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） | | | | | | | | | |
| <p>平成 26 年 4 月 石巻市 6 次産業化・地産地消推進助成金交付要綱施行 平成 27 年 4 月 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）に係る石巻市 6 次産業化・地産地消推進助成金及び石巻市創業支援補助金の補助率等の特例に関する要綱施行（「新商品開発事業」・「販路開拓事業」の補助率を 4 分の 3 以内から 10 分の 10 に引き上げ） 平成 28 年 4 月 特例に関する要綱失効（「新商品開発事業」・「販路開拓事業」の補助率を 10 分の 10 から 4 分の 3 以内へ引き下げ）</p> | | | | | | | | | |
| ⑤ 主な内容 | | | | | | | | | |
| <p>「新商品開発事業」及び「販路開拓事業」の補助率を 4 分の 3 以内から 2 分の 1 以内へ引き下げる。 交付対象者及び交付限度額は変更しない。 （参考）現行の制度概要</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 新商品開発事業</td> <td>（補助率 4 分の 3 以内</td> <td>上限額 50 万円）</td> </tr> <tr> <td>(2) 販路開拓事業</td> <td>（補助率 4 分の 3 以内</td> <td>上限額 50 万円）</td> </tr> <tr> <td>(3) 施設整備事業</td> <td>（補助率 2 分の 1 以内</td> <td>上限額 200 万円）</td> </tr> </table> | (1) 新商品開発事業 | （補助率 4 分の 3 以内 | 上限額 50 万円） | (2) 販路開拓事業 | （補助率 4 分の 3 以内 | 上限額 50 万円） | (3) 施設整備事業 | （補助率 2 分の 1 以内 | 上限額 200 万円） |
| (1) 新商品開発事業 | （補助率 4 分の 3 以内 | 上限額 50 万円） | | | | | | | |
| (2) 販路開拓事業 | （補助率 4 分の 3 以内 | 上限額 50 万円） | | | | | | | |
| (3) 施設整備事業 | （補助率 2 分の 1 以内 | 上限額 200 万円） | | | | | | | |

| |
|--|
| <p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> |
| <p>【影響・効果】 本市の「補助金の見直し指針（平成20年5月）」で示されている適正規模の補助率となることに加え、同様の補助制度を運用している他自治体と比較しても同水準の補助率となる。 なお、事業者の費用負担については、過去5年間の実績を踏まえると1事業者あたり7万円程度の増加が見込まれるが、石巻市6次産業化・地産地消推進センターとの連携による事業者へのハンズオン支援をこれまで以上に強化することで、事業者の所得増大・経営強化及び地域ブランドの育成等の効果が維持できる。 【市財政への負担】（令和5年度当初予算） 3,000千円（一般財源）</p> |
| <p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> |
| <p>【栗原市】栗原市6次産業化推進事業補助金 新商品等開発事業・販売促進事業 補助率 2分の1以内 上限額 100万円 【東松島市】東松島市6次産業化総合対策支援事業補助金 農林水産物加工品開発事業・販売促進事業 補助率 4分の1以内 上限額 30万円</p> |
| <p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> |
| <p>令和5年2月 市議会第1回定例会において関係予算案について提案 3月 石巻市6次産業化・地産地消推進助成金交付要綱の一部改正 （施行予定年月日：令和5年4月1日）</p> |
| <p>⑨ その他</p> |
| <p></p> |